

第7回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会  
議事要旨

1. 日 時 平成25年5月8日 19:00~21:18
2. 場 所 あんさんぶる荻窪 4階第1~第3教室
3. 出席者 構成員出席者15名
4. 資料一覧

次第

(前回の議事の確認について)

資料7-1 第6回議事録(案)

資料7-2 第6回議事要旨(案)

(質問に対する回答)

資料5-3 第4回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

資料5-4 第4回に構成員から提出された資料に対する回答

資料6-3 第5回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

資料7-3 第6回杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

(地域の必要性(整備効果)のデータについて)

資料5-8 地上部街路に関する必要性(整備効果)のデータについて(改訂版)

資料4-4 「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」に対する意見書

【須藤構成員提出資料】

資料4-6-3 「外環の2」の必要性の有無について149人に聞きました

資料5-9(改訂版) 外環の2・周辺道路の将来交通量推計に対する疑問

上記2点【古川構成員提出資料】

資料5-5-1 捏造が露呈した地球温暖化説の再検討等について

資料6-5 必要性(整備効果)のデータに関するCO2削減効果算出過程について

上記2点【中島構成員提出資料】

(第4回に構成員から提出された資料の説明)

資料4-5-3 第2回杉並区「外環の2話し合いの会」傍聴者「ご意見カード」分析

【中島構成員提出資料】

(その他)

資料5-5-2 資料4-8-1、4-8-2についての意見(中島構成員)【中島構成員提出資料】

資料7-5 「杉並区における地上部街路に関する話し合いの会」に対する意見書2

【須藤構成員提出資料】

資料7-6 練馬1km区間・早期着工の真の理由は何か?【古川構成員提出資料】

参考資料 傍聴者からのご意見カード

## 5. 議事

### (1) 開会

### (2) お知らせ・ご報告

事務局： 構成員の変更についてご報告する。  
(井荻三丁目町会(構成員N)・杉並区(区A・区B)・国土交通省(国B)・東京都(都B)) (P1~P2)

### (3) 議事内容の確認

事務局： お手元の次第に沿って、次第2では前回議事録と議事要旨の確認を行い、次第3では第4回から第6回までに構成員からいただいたご意見カードも含め、東京都から質問に対する回答を行い、次第4では地域の必要性(整備効果)のデータについてご説明する。  
その後、構成員Cさん、構成員Oさん、構成員Aさんからご提出いただいた資料についてご説明を行っていただき、まとめて質疑応答を行う。  
次に次第5では第4回の構成員から提出された資料として、構成員Aさんからの資料のご説明をしていただく。(P3)

### (4) 議事録・議事要旨について

#### <第6回議事録について>

事務局： はじめに6回の議事録と議事要旨の確認を予定していたが、構成員Oさんから資料7-4のとおり、議事録の再作成の依頼があった。事務局としては、マイクを通した発言をお願いしているが、特に前回においてはマイクを通していない発言や構成員の発言が重複する箇所が多く、聞き取りにくい部分が多く生じており、第6回の議事録は今までよりも若干早めに作成し、2月22日に議事録案を送付し、3月26日に締め切りを設けさせていただいた。

その後、構成員Oさんから資料7-4が提出され、その内容は今回配付している議事録には反映できていない。資料7-4に示す内容や、それ以外の修正がさらに必要ということであれば引き続き対応させていただくので、第6回の議事録と議事要旨の確認については次回改めて会で確認させていただきたい。(P3~P4)

#### <会の進め方について・外環本線と地上部街路の関係等について>

構成員A： 一つ目は、前回の匿名問題について、最終的に欠席している人の意見をいろいろ聞かなければという形で結論は保留になった。最終的にそれがどういった数字で最終的に決定されたのか報告が必要ではないか。

もう一つは、事前の会という構成員とか傍聴者からこの会を円滑に進めるために打ち合わせをしたらどうかという趣旨のもとにアンケートをとられたらしいが、それも我々とすればわからない形で提案されて、それがうやむやにされている。そのことに関して第7回話し合いの会の前にきちんと構成員間で確認すると言っていたがそれがなされていない。一番の問題は、この会が円滑になされない理由として、質問が重複していることがある。質問の重複はなぜかということ、質問に対してきちっと答

えてない。常に東京都のほうは問題をすりかえて回答している。だからいつになっても同じ質問が残る。そういうことに関して全く東京都のほうは反省してない。(P4)

一番いい例が4月25日に武蔵野の話し合いの会で一番大事なことが行われた。昭和41年に外環計画が行われたとき、外環本線の高架式、地上部の街路式で計画された。これに対して第4回武蔵野の話し合いの会では国土交通省の担当者が一体の計画であるということを確認した。それに対して東京都は、昭和41年の都市計画は高架式の高速度道路の部分を一つの都市計画で、地上部の街路の部分も一つの都市計画、つまり二つの都市計画があったと言った。別の計画ならば、構造図とか都市計画決定をした書類があるはずだから明らかにしてほしいと質問したら、次回までに明らかにして報告すると回答したが現在に至るまでない。つまり一番大事なのは外環の2の話し合いをすると言いながら、東京都は一番根拠となるものを出していない。(P5)

今後、外環の2の計画をやる場合には、外環計画とは別個のものだと東京都の担当者の方は明言したそうなので、東京都は構造計画や都市計画について、そのときの書類を皆さんに提示することが一番大事なことである。(P6)

都A： 議事録の表示についての結果と、試行的に構成員間の事前の打ち合わせを行いましょうという呼びかけに対する結果については、既に構成員の方に書面をもって送付して結果をご報告しているので、別に隠すつもりはないが、特段、会で公表することではないと考えている。(P6)

都市計画が別物であるという東京都の主張に対してきちんと証明してないというお話については、何度も東京都から回答しており、全く回答は変わらないが、昭和41年7月に建設省告示第2428号により、外環本線とは別の番号で告示されているので、私どもとしては別の計画と申し上げている。(P6)

この件については全く資料が提示されていないとのことだが、以前スクリーンに映して、配付できませんがこういう形で資料がございますというご紹介もさせていただいた。

あと、国土交通省の回答として、武蔵野の会で一体だと回答したということだが、私どもは国土交通省の武蔵野の会でのご発言に関しては、一体を認めたというふうには認識していない。(P7)

国B： 事実の認識として、外環本線の計画について、平成13年の地下方式の計画のたたき台が公表されて以降、地域の皆様方の意見等を伺いながら検討した結果、平成19年に現在の地下方式で都市計画変更がなされた。その中で外環の2については当初の都市計画どおり地上部へ残ってしまったので、その取り扱いについてこのような検討の場で議論していくということが事実と認識している。(P8)

構成員M： 関連の質問で、地上の道路を地下化した理由は何か。(P9)

事務局にお尋ねしたい。式次第についてのアンケートが以前来たが、その結果は参考にしないのか。何名からどう回答が来たかわからないけれども、そのアンケートでお願いしたことについて全然に今回の次第に反映されていない。構成員Oさんの部分以外一番最初の原案と同じ。

都 Aさんは文書で答えたから答えないというのはおかしいと思う。簡単に、24名中何名にお聞きして、何名が反対で、何名が賛成でした、だから採用しませんでしたって一言えば1分で済むはずである。(P9)

会の日程についても24名に聞いたうちに、1~2名だめでしたといった説明を一言もらえるとよい。(P10)

国B： 当初の都市計画で高架方式だったものを都市計画変更で地下方式に変えたという理由については、大きくは高架方式の場合、やはり周辺住民への移転の影響がかなり大きいというところ。それと大気、騒音、振動といった周辺環境への影響を保全するという観点で有利だと認識している。(P10)

都A： 次第については構成員それぞれ意見も違うので、すべて納得してもらうことは不可能であると考えている。(P10)

日程調整については、構成員の日程を全員把握した上で、この会場が確保できる日で設定している。大変ご迷惑をかけて申しわけないが、今後もしっかりと日程調整を行うので、ご容赦いただきたい。(P11)

構成員O： 前回の議事録を見ると、最後に事務局から持ち越し事項として匿名問題について報告するとある。それから壁に地図を張って練馬の立ち退き戸数についてよく調べて地図を前にしてよくわかるように説明してくださいというのが持ち越し事項になっている。持ち越し事項については、従来は議事の確認の前に、前回の宿題としてやってくれるものである。

先ほどの話があった次第についての意見収集の結果も、開会直後の議事の確認の間に皆の前でやってほしい。我々構成員だけにペーパーが送られ、電話で連絡があり、最後は半数いかなかったのでやめましたという答えをペーパーで聞いた。しかしそういうことが行われたということは、この会でもって報告すべきではないか。(P11~P12)

構成員I： 先ほど国土交通省の国Bさんから、地下にした理由をお話されたが、肝心なことが抜けているのは、今回この道路をやるときに関係地権者が、事業用地の確保について協力が得られないということが一番大きいのではないのか。(P12~13)

国B： おっしゃるとおり。(P13)

構成員I： 都市計画決定を国が行っているのであれば、事業用地が確保できないというのは、事業を確実に実行できないという重要な要素になるのではないか。道路として連続してつくるものについて確実に実行ができないと判断されるものについて、外環の2練馬1km区間着工を何で認可したのか。その理由を言ってほしい。国土交通省を代表して来ているのであれば、他部門のことについても理解した上で地域住民の質問に答えなければならぬ。(P14~P15)

国B： 事業認可で許可権者ってなるのは、同じ国交省だが、関東地方整備局の建政部というところであり、私の立場で事業認可の善し悪し等について述べることは差し控えていただきたい。(P15)

都A： 今は回答できないということだと思うので、次回に答えられる範囲でということで国交省さんよろしいか。(P16)

構成員A： 第4回の武蔵野の会では国土交通省の担当者が、高架式的高速道路部分と、地上部分が一体であると容認していると載っている。それに対し

て地上部はそのままに残して、高架式の自動車専用道路 23 メートルの部分だけを地下に潜らした。だったら 23 メートルの部分で現在の都市計画は存在するはずだが、現在の外環本線の都市計画は 40 メートル。23 メートルから 40 メートルに拡幅したという、そういった都市計画の変更はないことをどうやって説明するのか。納得いかない。(P17~18)

都 B： 第4回の武蔵野の話し合いの会の議事録当該部分、これは外環国道事務所の当時の構成員の発言で、認識としてはまず三つあると思ってます。都市計画決定した東京都の認識として一般街路というのは別物であると。位置づけとして別路線として、ただ、機能として外環という自専道部分、自動車専用道部分を収納する空間としても一体として計画されたものだとしてあるかもしれないけれども、別物であるという認識をしている。これは東京都の認識である。一方で地元住民の方として見ればもともと一緒に来たんだから同じなんだと、40 メートルの幅で外環が来たんだという認識をお持ちであるというふうにお考えであると我々も承知しているところですよと発言している。(P18)

都 A： 次第に対する意見について、全員のそれを実現するのはなかなか難しいので、調整は東京都にお任せくださいというお願いをさせていただきたい。(P19)

#### <議事録の表記について>

構成員O： 匿名問題のヒアリング結果は後で報告があるということか。前回、この席ではイニシャル、アルファベットを固定化したものでやろうとなり、欠席者にも意見を聞いて最終結果でまとめるということだった。そのときはそう決まったが、その後調べてみると結構問題がある。いろいろ鑑みると、もう一步、いい案ができるのではないかと考えていたところ、構成員Cさんが非常に現実的かつすぐにでも採用できるいい提案をされた。原則は実名、だけど立場上、嫌だという人はイニシャルでと。この様な具体的かつ即採用出来る提案を含んだ構成員Dさんの意見書2を次第2の「前回の議事の確認」の中で取上げてもらいたい。(P20~P21)

下記、四角枠内の発言については、第8回話し合いの会にて「騒然としている中で説明だったため、全然聞こえなかった」「内容はほとんど理解できなかった」など多数の意見があった。

#### <資料 5-3~7-3等について>

都 B： 5-3の2ページの下段の、青梅街道のインターチェンジについて図面などの資料が欲しいという質問への回答について、インターチェンジについては、現在、国交省から設計中と聞いている。黄緑色のところに一部黄色の着色がされているところが一般道路から高速道路に乗るため、もしくは高速道路から一般道路へおりるための道路を示している。  
②の杉並区側についてはインターチェンジができないため、幅員は58mではなく、幅員 40mではないかというご質問。幅員 40m は標準幅員であり、こちらについては都市計画の幅員が58mあり、昭和 41 年に都市計画を決定して以降、変更していない。現在、話し合いの最中で

あり、最終的に都市計画の方針を公表し、必要であれば変更することになる。

続いて資料5-4について。こちらは文面でご回答しているが、第4回の質疑の中で東京の地震時の被害について説明が欲しいという要望があったので説明すると、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、都内においても液状化、あるいは大量の帰宅困難者の発生という被害がもたらされた。それを踏まえた首都直下地震の被害想定について、スクリーンに示す。消失棟数の分布を示した図で、杉並区の周辺については黄色、オレンジというような比較的上位の棟数が示されている。(P22~P24)

構成員M： ここには書いていない内容では。(P24)

都A： 議事次第のとおり、説明させていただくので、まずは私どもの説明を聞いていただき、これをもって質問、もしくは意見を言っていただくということをお願いしたい。(P24)

構成員C： 書いてないことを説明されてもわからないので、次回に書いたものを配ってから説明してほしい。(P24)

都B： 資料7-3のご指摘については司会者と共有している。(P26)

今後、地域の現状・課題、地上部街路の必要性のあり方について進めていくこととしており、本会での議論を深めていくことが必要と考えており、拡大された話し合いの会の開催は現時点では考えていない。(P27)

#### <資料7-5について>

構成員C： 今日は時間をいただける約束だったので、ここで言わせていただく。  
(行政と住民との認識のギャップについて)

行政は外環道と外環の2は異なる二つの都市計画道路であり、外環道は地下化により既に着工し、残った外環の2をどうするか検討する場としてこの会を位置づけている。それに対し多数の周辺住民は2つの道路はワンセットととらえており、外環の2に絞って本会を位置づけることはできず、外環の2が残っていること自体に納得していない。

行政と多数の住民の間に認識のギャップが存在する限り、話は一向に前進しない。行政が住民の声に十分考慮しながら計画を進めていくのであれば、住民が望む形での話し合いを行う必要がある。

まず外環の2全線の周辺住民の話し合いの会が必要であり、そこでの意見を踏まえた上で区単位での話し合いの会を行うべき。各市・区の範囲の要望に応じて整備の有無を含めて計画を進めるというやり方は、幹線道路の計画としてはおかしい。

2番目に、行政は外環の2を独自の判断で残す前に、存続の可否についての話し合いの会を持つべき。行政は二つの道路を都市計画上は別個のものとして話を強引に各個撃破的に進めているが、多くの住民がその進め方に納得していない。

大泉ジャンクション部における一部外環の2の事業認可についても、話し合いの会が続いている中であって、単なる行政の事務上の理由によって進めるやり方は住民に対する裏切り行為だと思う。外環道と外環の2が別個の計画であるならば、きちんと分けるべきであり、外環道の工

事に伴う地上部街路が外環の2の計画と重複するのであれば、仮設道路による対応も可能であり、むしろそうすべきだと思う。

このような進め方を見る限り、外環の2の計画を既成事実化しようと見られても仕方ない。会のあり方自体を柔軟に見直してほしい。

(話し合いの会の運営に関して)

まず議事録と議事要旨については、ともに出席者を実名にて記載する必要があると思う。誰が出席したかもわからない記録は意味がなく、原則実名の記録として残してほしい。

また、議事要旨については議事録の抜粋ではなく、何についてどこまで話し合われたかを箇条書きなどによって、読みやすくしてほしい。

次回への持ち越し事項や宿題などと、それに対する説明内容などの事項は議事録の一部として明確にして記載してほしい。

傍聴者のご意見カードも周辺住民の貴重な意見であり、できる限り多くの住民の声を記録として議事録の一部に残してほしい。議事録・議事要旨は、最終形がウェブ上でアップされているが、私どもの手元にも最終のものがほしい。

次第については資料番号だけでなく、資料名、提出者名なども明記し、また、閉会の前にその他とは別にまとめの時間をとり、その日に話し合われた内容、持ち越し事項、次回の予定の確認をしてほしい。座席表についても出席者の確認や発言者の確認を行う上で必要なもののため、毎回配付をお願いしたい。

発言者の匿名表記について、固定のアルファベットによる匿名表記にすることになったが、その後気づいたこともあり改めて原則実名表記にしていきたい。

まず、ウェブ上に公開されている会議事録とか議事要旨の発言者は匿名表記になっている一方、資料や意見書は実名表記であり、これらも当然、匿名表記に置きかえるべきと思う。

2番目として、私の出した意見書に対してクレームがあり、主張された内容に関して確認しようと思っても匿名表記では簡単には確認できなかった。匿名表記は無責任な発言を生みかねないという意味でも、原則実名表記にすべきだと思う。

3番目として、それ以外でも、名前と顔、座席が覚えられない方がいる中で、内容の確認がかなり負担になっている。要望のある方は匿名でも構わないが、それ以外は原則実名表記を望む。

事務局の事前対応については、やむを得ない場合を除き、話し合いの会にかかわることに関して個別に電話等で調整することはやめてほしい。また、事前打ち合わせの内容は話し合いの会の中で議論すべき事項だと思う。(P27~P32)

構成員I： クレームがあったという件、実際に言ってないことを言ったと書いてあるので構成員Cさんの誤解だと思う。

地上部街路の扱いについて、ある区間については行政の判断によって廃止されて、それはある区間についてはそのまま残ると、一般市民に理解しかねる。私が違和感抱いてないと言われているが、そんなことは言っておらずその辺を誤解されていると思う。住民同士はけんかしたりし

ないで、そのエネルギーを住民の意見を行政に向けたい。これでこの話は終わりとしたい。(P32~34)

<東京都の対応について>

構成員M： 都Bさんの説明に対して私は不満を持っている。自分の都合のいいところだけ質問、説明して、会場から紙にも書いてないものに答えるのはおかしいと言っているのに説明を続ける。

司会も何回も指摘を受けていると思うが、質問者がどういう質問をしたか理解して、それを行政が本当に答えるかどうかをチェックするのが司会者の役目であって、司会者だけ理解して、はい、わかりましたというのは絶対間違いだと思う。

それから構成員Cさんおっしゃるように、裏交渉をやめてほしい。行政は自分が電話を何通かけて、何通から返事もらったとか、この人はこういう答えを言ってきた、それに対してこう話したとわかっているが、個々の構成員は他の人が何を言っているかわかんないので、できるだけオープンにして進めてほしい。

5-3の最初にあるNIMBYはどういう意味なのか。(P34~35)

都B： NIMBYとはNot in my backyardの略だそうで、公共のために必要な事業であることは認識しているが、自分の住まいの近くで行われることはやめてほしい、というニュアンスの言葉とのこと。(P35)

構成員M： NIMBYについては、必要性は認めるけれど自分の近所は嫌だということであって、公共の必要性に最初から反対している人はNIMBYではない。(P36)

都A： 裏交渉はやめてほしいというお話があったが、裏交渉するということは一切ない。ただ、事務局として調整が必要な件については、お電話等のやり方で連絡して調整をさせていただくということになると思う。できるだけオープンにしるとのご指摘いただいている、当然、私どももできる限りオープンにして進めたいと考えている。

事前の会のことについては、会の進行、運営に関して構成員間の事前打ち合わせを試行的にやらせていただきたいと呼びかけた。その後、何をやるのかよくわからないというご指摘があり、その件について「こういうことを考えてございます」ということを後日送付して、最終的に皆さんから賛否いただき、結論として事前の打ち合わせもやらないというような話になった。(P37)

事務局： 連絡がとれない構成員もいたので分母は省かせていただくが、実名表示が3名、アルファベット固定が3名、どちらでもよいが3名だった。事前の打ち合わせの開催については、賛成が3名、反対が7名、どちらでもよいが6名だった。(P37~38)

構成員M： 運営要領と設置要領を見ると、運営会で匿名、非匿名問題は決められないことになっているはず。そうすると話し合いの会に出席している人で決めていいと思うので、構成員Cさんから提案のあった実名を原則として、匿名希望の方は匿名表示とすることを再度提案したい。(P39)

都A： 23年6月の事前の打ち合わせ会で、アルファベット表示について東京都としては、実名表記でもアルファベット表記でも、固定でも固定で



なくても、皆様が決めることだと認識しているが、その運営の会の中で皆さんにお諮りして決まったと記憶している。新しい手法が決まってから実行もしてなく、不都合があったわけでもないの、既に構成員に意見を聞き、決定した内容なので、今回はアルファベット固定でやらせていただきたい。(P39)

構成員Ⅰ： 本題に関係ないことになるものすごく議論が活発化するのちょっとおかしいなとは思いますが、構成員の表記についてどう決まっても私はそれに従うけれども、この会議の中で個別の名前をあげることが個人情報には当たらないと思う。(P39～P40)

都 A： 個人情報保護法に当たるかどうかは発言内容によるので明言はできないが、ここで皆さんにお諮りしたのは、自分の発言がインターネットなどを通じて名前が出て公表されているのかを私どもは確認している。(P40)

構成員〇： 構成員Cさんが実名で構わない人は実名、それで困る人はイニシャルと言っている。これだったら皆賛成となる。これでぜひ実行してほしい。都 Bさんが質問と答えはペーパーでと言われたが、都 Aさんの回答はすれ違っている。住民が何回聞いてもわからない。質問と回答、これがずっと過去3回分出てきたがじっくり聞きたい。

資料5-4の1項目で呼び込んでいる資料4-6-1の5頁を写して欲しい。

スクリーンに示す下の断面図は外環本線と外環の2である。地下に入ったという説明の図で、地上の部分には外環2がない。住民の前では外環は本線と外環の2を含めて地下に入りましたと説明をしている。構造については、自動車専用道路(外環本線)と幹線道路(外環の2)の広域機能を集約して地下に移しますと。その左、地上部は現状の市街地を維持することは可能、一方、地域のための道路や緑地帯、も選べるということが書いてある。

東京都の答えは地下化されたのは外環本線であり、地上部街路を地下に入れたという話はしていませんと言うが、東京都と国が一緒になって住民3000人の前で外環2の広域機能は地下に入れたと説明している。

従って、回答欄の回答が全面否定されているが、部分否定に訂正して欲しい。

次に国と東京都がつくったパンフレットで、外環の2と外環本線が地下に入ります、地上は自由になるので、次の五つのメニューから自治体ごとに選んでくださいと言っている。1番目は公園や歩行空間つくる、2番目はバス路線や公共交通、3番目は幹線道路、4番は住宅地。Eのところには、今までどおり現状の住宅地を維持できますとも書いてある。これを皆さん選んでくださいと、住民3000人の前で説明した。東京都も一緒にやった。こういう説明をしているにもかかわらず、東京都は今までに一回も地下に入ったと言っていない。

本線と外環の2は一体であり、それは地下に入ったから地上にはもうない。部分的にあるとすれば、それはあくまでもこの中の五つのメニューで選んだ、その地域が欲しい一つの別の都市計画道路になる。

その様な5つのメニューが選べるということは、地上部には外環の2

がなくなり、空いたからである。

次が国と東京都が住民から受けた外環に対しての質問の問答集で、地上部街路についてのページでは、これまでどおり生活が可能ですとある。大深度のシールド工法を活用した区間では住民を非常に安心させてくれている。ところが東京都のほうは、東京都がそこだけを書いたのか、全然これと違っていることを書いている。(P41~P44)

都 A : 平成 13 年のたたき台のパンフレットをもとにした構成員 O さんからお話で、外環の地上部街路については広域機能を地下に集約したはずなのに、東京都の説明は外環の地上部街路を地下に入れてはないという説明だったということについて。東京都としてお答えすると、この会でも何度か説明しているとおり、幹線道路の広域機能を地下に集約という表現の意味は、広域交通の一部を分担して自動車専用道路が地下に入るとの考え方を示したもので、地上部街路が地下に入るという説明ではない。

18 年 6 月の、いただいた意見に対する回答の中で、地上部の利用については今後、ご意見をいただきながら検討を進めることとしている。また、外環の 2 については今後の検討事項であり、皆さんの意見をお聞きしながら検討を進めるとなっており、現在も皆さんと話し合いを進めているという位置づけである。(P44~P45)

<その他>

構成員 D : 都 A さんから話のあった事前の打ち合わせというのは、要するに次第に従って何一つ進まないのだから前向きにやりたいというものだが、司会者がまとめないのが問題であり、前へ進まない理由だと思う。(P45)

それから国に聞きたいが、地上部分の外環が地下になった理由として、立ち退きに関して無理だと判断したと私は受けとったが、そのとり方でよいか。(P46)

国 B : 高架方式の場合、周辺の住民の方々の立ち退きが多くなるというところを、地下になればその分なくなるという意味である。(P46)

構成員 D : 立ち退きに当たる人に対してアンケート等行ったのか。どうして無理だと決めたのか、次回まででいいので文書でほしい。外環の地上部分真ん中にあるが今まで何の意見も聞かれていない。

それからインターチェンジが何で片側になったのかも疑問である。そこも文書で答えてほしい。片側だとすごく不便だと思う。どうせつくるなら両方つくったほうが絶対いいと思う。(P46)

司会者はよく指摘されているとおり、住民側の意見を聞かないで、偏った司会をしているというのを今日まさにそのとおりに見せられたような気がする。もっと公平に両方の意見をまとめて、けんか腰にならないようにまとめるのが司会者ではないか。(P47)

構成員 A : 高速道路の部分だけが地下に潜って、地上部に外環の 2 を残しておけば、いずれにしろ収用が発生する。高速道路の高架式の部分だけが地下に潜れば、皆さんに迷惑をかけないというのほうそ。地上部に外環の 2 を残しておけば、必ず問題が出てくるわけで、国 B さんの回答には疑問だらけ。23m の高速道路の専用部分の都市計画が拡幅されたという記述はないので、40m になったことについて、次回始める前に書類で回答を

- お願いしたい。(P47)
- 構成員O： 資料7-4について今日は説明しなかったが、議事録は東京都が直していることがわかった。資料7-4を参考にもう一度再作成して送り返してほしい。(P48)
- 司会： その件は再調整することになっている。(P48)
- 構成員O： 練馬1キロ問題で早期着工の真の理由を前回、前々回と関連して都Aさんに何回も説明いただいたが、やはり核心に触れた答えはない。図面を貼って、立ち退きの戸数の問題とか説明をお願いしているが、今回はそういう持ち越し事項を含めて、都Aさんに説明をお願いする。(P48～P49)
- 都A： この件については前回、私としては説明できないので詳細については事業者である東京都建設局にお問い合わせくださいとお願いさせていただいた。次回に一部事業化の話の説明することはないと考えている。
- もう一点、先ほどの13年のたたき台の話についても先ほど説明したとおり、東京都として回答は変わっておらず、また同じ質問をいただいても同じように回答するしかないので、大変恐縮だが宿題とはとらえさせていただかない。(P49)

<次回の議題について>

- 構成員C： 私が意見書で述べた意見に関してはどういう扱いになるのか。話をしたら終わりということか。(P49)
- 都A： アルファベット表示については、先ほど説明したとおり、この形でやらせていただきたい。先ほどのご提案については東京都として改善できるところは改善していきたいと考えている。今どうするかという話ではないと考えている。(P49)
- 構成員M： 今日のまとめについて司会者は言っていない。都Aさんの宿題も再確認していない。これとこれは済みました。次回はこれから始めますというまとめがない。それで次回は、今日の式次第の4から始めるというのは間違い。まだ3が残っている。(P50)
- 都A： 次第の3でまだ質問したいことやご意見があるのであれば、次回は、次第3の質疑応答、意見交換からはじめさせていただく。(P51)
- 構成員C： 先ほど私の意見書に関して、都Aさんが言われたことには全く納得できていない。私は皆さんで話し合っほしいがために意見書をつくって話をしたが、あとは質問書の回答みたいな形で説明されずに終わる。そういうことを決めるのは事務局ではなくて、皆で話し合いをして決めないとおかしいと思う。(P51)
- 都A： 構成員Cさんのお話について、まず地上部街路単独で話し合うのはおかしいとの指摘については、会の存続の話にかかわる問題であり、それは受け入れられないと考えている。外環本線を地下方式に変更した過程で、地域住民などに行ったP1などで、外環の2についてしっかりと話し合う場を設置してほしいという意見があり、そのような過程を経ているので、そのような根本に関わる問題は話し合うことではないと考えている。(P51～P52)

6. 次回へ持ち越された事項等

- 次第2 前回の議事の確認について
  - ・第6回議事録、議事要旨の内容については改めて構成員と調整
- 次第3 質問に対する回答についての質疑
- 大泉ジャンクション周辺約1 km 区間の事業認可をした理由
- 練馬1 km 区間内、移転戸数についての説明
- 外環本線を地下式に変更した理由